(ｲ)　橋梁形式が床版橋を除くＰＣ橋であること。
(ｳ)　架設工法がトラッククレーン工法及びトラッククレーンステージング工法（クローラクレーンを含む）以外の工法であること。
ただし､(ｱ)から(ｳ)は同一工事であること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。
なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
(ｲ)　平成12年度以降に、上記⑸イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
7　競争参加資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。
8　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部
イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部
⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語
⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01
9　資格審査結果の通知
資格決定通知書により通知する。
10　その他
⑴　共同企業体の名称は、一般国道232号羽幌町築別橋上部工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。
⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局留萌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。
⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。
ア　北海道開発局事業振興部工事管理課
イ　北海道開発局留萌開発建設部契約課

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成26年国土交通省告示第1055号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成27・28年度を有効期間とする中日本高速道路株式会社が所掌する建設工事の契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者は、希望により、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することができることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

平成27年５月７日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　23

1　再申請ができる者　改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値に基づく平成27・28年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。
㈱　経常建設共同企業体にあっては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている者をいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けていること。
2　再認定の申請等の方法
⑴　再認定の受付時期　平成27年５月１日から平成27年９月30日までの間にて受付ける。
⑵　申請書の入手方法　次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
http://www.c-nexco.co.jp/corporate/contract/register/
⑶　申請書の提出方法　申請者は、郵送により次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとする。ただし、再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、様式１及び改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写しのみとする。
なお、様式５－１及び５－２については、経常建設共同企業体及び特例扱いを希望する事業協同組合のみ提出するものとする。
①　競争参加資格審査申請書（建設工事）（様式１、１－２、２、３、４、５－１、５－２）
②　総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のもので、かつ、経営事項審査の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）
⑷　申請場所　〒460－0003　名古屋市中区錦２－18－19　三井住友銀行名古屋ビル　中日本高速道路株式会社　契約審査部　契約企画チーム　ＴＥＬ052－222－1576（直）
3　競争参加資格の再認定の通知　上記２⑵に掲げる当社のホームページに「有資格者公表名簿」を掲載することにより通知に代えるものとし、通知書は発行しない。
4　資格の有効期間　資格認定の日から平成29年３月31日までとする。
5　問合せ等　競争参加資格の再認定に係る問合せ等は、上記２⑷において受付ける。
受付時間　平日９時から12時及び13時から17時（土日祝日及び年末年始を除く）